

## TMO と中心市街地活性化協議会の比較

| 区分  | 認定構想推進事業者 (TMO)   | 中心市街地活性化協議会   |
|-----|---|---|
| 認定等 | ○市町村による認定<br>(下記に掲げる者が中小小売商業高度化事業構想を作成し、市町村が認定 (NPOについては商工会、商工会議所と共同で申請する場合に限る))  | ○規約を定め公表<br>(下記1. 及び2. に掲げる者が共同で規約を定め公表)  |
| 対象者 | 1. 商工会<br>2. 商工会議所<br>3. 特定会社又は公益法人であって政令で定める要件に該当するもの (政令では地方公共団体による出資要件等を規定)<br>4. その他中小小売商業高度化事業の総合的な推進を図るのにふさわしい者として政令で定める者 (政令でNPOを規定) | 1. 都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者<br>i 中心市街地整備推進機構<br>ii 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であって政令で定める要件に該当するもの<br>2. 経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者<br>i 商工会又は商工会議所<br>ii 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された公益法人又は特定会社であって政令で定める要件に該当するもの<br>※協議会に参加することができる者<br>1) 中心市街地活性化事業を実施する民間<br>2) 中心市街地活性化事業に密接な関係を有する者 (地権者等)<br>3) 市町村 |
| 役割  | 1. 中小小売商業高度化事業構想の作成<br>2. 中小小売商業高度化事業計画の作成及び当該事業の実施   | 1. 市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項に係る協議及び当該市町村に対する意見の提出<br>2. 上記以外の中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項に係る協議<br>3. 民間中心市街地商業活性化事業計画、特定民間中心市街地活性化事業計画及び特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に係る協議   |